

特定子ども・子育て支援施設等 における指導監査について

盛岡市保健福祉部地域福祉課

目次

1. 特定子ども・子育て支援施設等とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の目的等・・・・・・・・ P 3
3. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の概要・・・・・・・・ P 4
4. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の方法・・・・・・・・ P 5
5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目・・・・・・・・ P 10
6. 特定子ども・子育て支援施設等に係る今後の実地指導について・・・・ P 18

1. 特定子ども・子育て支援施設等とは

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日付け号外法律第65号）に基づき、下記の施設又は事業として、**幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の支給に係る市の確認を受けた子ども・子育て支援施設等**を「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。

施設

- ① 新制度未移行幼稚園（施設型給付を受けていない幼稚園）
- ② 特別支援学校の幼稚部
- ③ 認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く。）

事業

- ④ 預かり保育事業
（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校における園児が対象）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

2. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の目的等

【1】 目的

運営基準の遵守を促し、施設等利用費に係る支給事務の適正性を確保すること

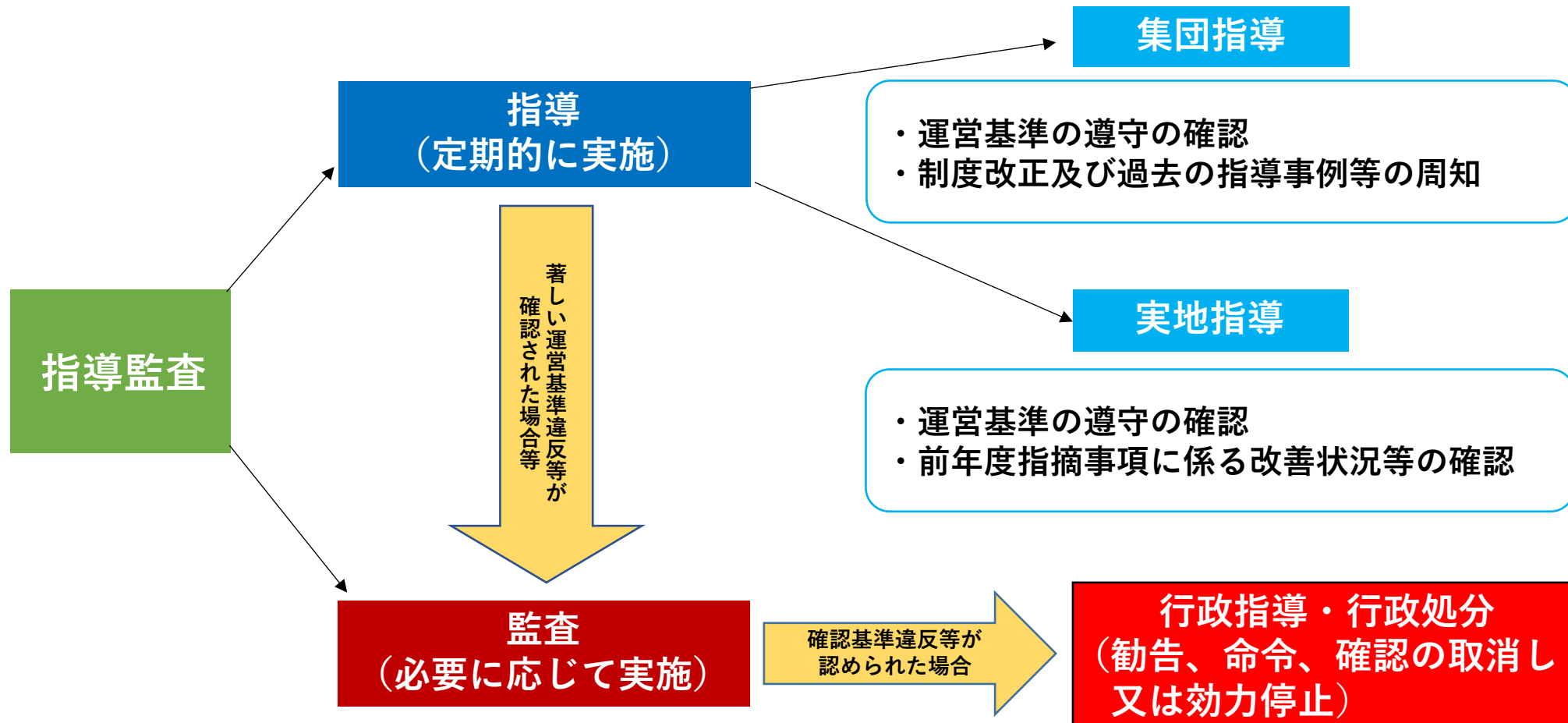
【2】 指導方針

運営基準等の周知徹底及び施設等利用費の支給事務の過誤・不正の防止

【3】 指導等形態

指導等形態		対象施設等	根拠法令
指導	集団指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の公示後、おおむね1年以内の施設等 ・ 制度改正又は過去の指導事例等により、指導等が必要と認められる施設等 	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第14条第1項
	実地指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての施設等 	
監査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①から④に該当する疑いがあり、特に監査が必要と認められる施設等 ・ 実地指導中に、次の①から④に該当する疑いが確認された施設等 <ul style="list-style-type: none"> ① 著しい運営基準違反があること ② 施設等利用費の請求に著しい不当があること ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正があること ④ その他勧告、確認の取消し等に該当すること 	子ども・子育て支援法第58条の8第1項

3. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の概要



4. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の方法

1 集団指導（毎年度実施）

特定子ども・子育て支援施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により、運営基準や制度改正等について周知します。

2 実地指導（おおむね3年に1回実施） ※令和3年度から実施開始

【実地指導の流れ】

①実施通知

実地指導の1月ほど前に、対象施設等に対して、当該指導を行う日時・場所・事前提出資料等について通知します。

②実地指導

対象施設等において、施設等内の見学、関係帳簿書類の確認及び当該子ども・子育て支援等に係る質問等を行います。

③結果通知

実地指導の結果について、書面により指導内容等を送付し、必要に応じて是正改善報告書の提出を求めます。

【結果通知に係る区分について】

文書指摘	基準等に違反していると認められることから、速やかな是正改善を求めるもの	是正改善報告書の提出を <u>求める</u>
口頭指導	基準等に違反しているが、軽微と認められるもの	是正改善報告書の提出を
助言	基準等に違反しているわけではないが、施設等の運営に資すると考えられるもの	<u>求めない</u>

4. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の方法

3 監査（必要に応じて実施）

次の①から④までに該当する状況を確認した場合等においては、監査を行います。

- ①特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ②特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が子ども・子育て支援法第58条の9第1項各号（勧告、命令等）及び第58条の10第1項各号（確認の取消し等）に該当することが疑われる場合

【監査の流れ】

①実施通知／監査

監査を行うことが決定したときは、対象施設等に対して、当該監査を行う日時・場所等について通知した上で、実地監査を行います。ただし、事案の緊急性・重大性が高いと判断される場合又は実地指導中に上記①から④に該当する状況を確認した場合、当該実施通知を省略して、直ちに実地監査を行います。



②結果通知

監査の結果について、書面により監査内容等を送付し、必要に応じて是正改善報告書の提出を求めます。また、運営基準を遵守することについての勧告等に従わない場合、特定子ども・子育て支援施設等としての確認を取消し等する場合があります。

4. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の方法

勧告等の行政上の措置（行政指導・行政処分）

行政上の措置	該当事由	施設等に求める対応	施設等への罰則	根拠法令
勧告	①当該設置基準に即した適正な運営がされていない場合（幼稚園、特別支援学校の設置者及び国公立以外の一時的預かり事業を行う者を除く。） ②運営基準（※）に即した適正な運営がされていない場合 ③確認を辞退する際に行うべき便宜の提供を適正に行っていない場合	60日以内に 是正改善報告書を提出すること。	勧告に従わない場合、その旨を公表する。	子ども・子育て支援法 第58条の9
命令	正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合	60日以内に 是正改善報告書を提出すること	命令に従わない場合、その旨を公示する。	
確認の取消し 又は 効力停止	上記命令に従わない等、子ども・子育て支援法第58条の10第1項各号に該当すると認められる場合	—	施設等の名称及び所在地等を公示する。 （取消しの場合）5年を経過するまで、確認の申請ができなくなる。	子ども・子育て支援法 第58条の10 第58条の11

※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日付け号外内閣府令第39号）

4. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の方法

特定子ども・子育て支援施設等の対象施設等数

(令和8年4月1日現在)

対象施設・事業		対象施設・事業所数(※)
施設	①新制度未移行幼稚園	2
	②特別支援学校の幼稚部	0
	③認可外保育施設 (企業主導型保育事業所を除く)	12
事業	④預かり保育事業	49
	⑤一時預かり事業	25
	⑥病児保育事業	7
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1
合計		96

※ 複数の事業を実施している施設等については、当該事業項目にそれぞれ計上しています。

4. 特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査の方法

市が実施する指導監査等一覧表（複数該当する場合は、全て同日実施）

施設等区分	特定子ども・子育て支援実施状況等 (※1)	児童福祉施設等指導監査等(A) ※毎年度実施	特定教育・保育施設等指導監査等 & 業務管理体制の検査(B) ※おおむね3年に1回実施	特定子ども・子育て支援施設等指導監査等(C) ※おおむね3年に1回実施	指導監査等実施対象数
・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・家庭的保育事業等	実施	○	○	○	3(A B C)
	未実施	○	○	×	2(A B)
・新制度幼稚園 ・幼稚園型認定こども園	実施	×	○	○	2(B C)
	未実施	×	○	×	1(B)
・認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）	—	○	×	○	2(A C)
・認可外保育施設（企業主導型保育事業所）	実施	○	×	○	2(A C)
	未実施	○	×	×	1(A)
・新制度未移行幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・病児保育事業所 ・ファミリー・サポート・センター	—	×	×	○	1(C)

※1 「預かり保育事業」「一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」のうち、1つでも実施していれば「実施」に該当します。

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

子ども・子育て支援法第58条の4第2項に基づき、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日付け号外内閣府令第39号）第53条から第62条までの規定に係る下記項目について確認を行います。

項目	基準	概要
①教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	第54条	特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯及び具体的内容等について記録しているか。
②利用料及び特定費用の額の受領	第55条 (第57条)	施設等利用給付認定保護者と締結した契約により定められた利用料を受け取っているか。特定費用を受け取る場合、詳細について書面により明示し、説明した上で同意を得ているか。
③領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	第56条 (第57条)	利用料等の支払を受けた場合、①領収書②特定子ども・子育て支援提供証明書の2点を交付しているか。
④施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	第58条	施設等利用給付認定保護者が不正行為等によって施設等利用費の支給を受けたとき等において、遅滞なく、その旨を盛岡市に通知しているか。
⑤施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	第59条	施設等利用給付認定子どもに対して、国籍等により差別的取扱いをしていないか。
⑥秘密保持等	第60条	職員（退職者含む。）等が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように措置を講じているか。施設等利用給付子どもの情報を提供する場合、あらかじめ文書による同意を得ているか。
⑦記録の整備	第61条	必要な記録が整備・保存されているか。
⑧電磁的記録等	第62条	施設等利用給付保護者に対して、書面等の交付に代えて電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項を提供しようとするときの対応は適切か。

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

【確認内容】

特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。

【ポイント】

確認
事項

- ・市に提出した「施設等利用費請求書」の内容と、施設等で保存している次の記録が合致しているか。
 - ①施設等利用給付子どもの氏名
 - ②特定子ども・子育て支援を提供した年月日・時間帯
(○年●月◎日の□時◇分から△時▽分まで)
 - ③特定子ども・子育て支援の内容
(施設等利用給付子どもはどのように過ごしていたか)

確認
書類

保育日誌、登降園記録簿等

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

② 利用料及び特定費用の額の受領

【確認内容】

施設等利用給付認定保護者から支払を受ける利用料及び特定費用の受領は適正に行われているか。

【ポイント】

利用料

特定子ども・子育て支援の利用費から、特定費用（下記参照）を除いた額。法定代理受領の場合、特定費用と市から支払を受けた施設等利用費を除いた額。

確認事項

- ・ 保護者との契約により定められた利用料を徴収しているか。
- ・ 利用料と特定費用について、明確に区分されているか。

特定費用

「子ども・子育て支援法施行規則」第28条の16に規定されている費用の額（日用品、行事参加費、食事提供費、通園費等）

確認事項

- ・ 徴収する金銭の使途、額、理由について、あらかじめ書面で明示しているか。
- ・ 発生する当該費用について、保護者に説明し、同意を得ているか。
- ・ 保護者との契約により定められた利用料を徴収しているか。

確認書類

利用申込書、利用契約書、重要事項説明書等

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書等の交付

【確認内容】

保護者から利用料又は特定費用の支払を受ける際、「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」（償還払いの場合）又は「施設等利用費の法定代理受領に関するお知らせ」（法定代理受領の場合）を、保護者に対して交付しているか。

【ポイント】

確認事項

★領収証について

- ・利用料の額と特定費用の額は、それぞれ区分して記載しているか。

★特定子ども・子育て支援提供証明書について

- ・特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯を記載しているか。
- ・特定子ども・子育て支援の内容を記載しているか。
- ・特定子ども・子育て支援に係る費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載しているか。

※ 市様式を使用し、必要事項が適正に記載されている場合、原則、上記事項は全て満たすものとなります。

確認書類

領収書の写し、特定子ども・子育て支援提供証明書の写し、施設等利用費の法定代理受領に関するお知らせの写し等

幼稚園若しくは預かり保育事業において子ども・子育て支援を提供し、法定代理受領する場合、証明書を交付する必要はありません。

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

④ 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

【確認内容】

保護者が、偽りその他不正な行為によって施設等利用費の給付を受け、又は受けようとしたとき、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。

⑤ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

【確認内容】

子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

⑥ 秘密保持等

【確認内容】

業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を、適正に取り扱っているか。

【ポイント】

確認
事項

- ・職員（退職者含む。）が、正当な理由なく、子ども又はその家族の秘密を漏らさないようにするため、当該秘密保持について、必要な措置を講じているか。
- ・外部機関等（小学校、ほかの特定子ども・子育て支援提供者等）に対して、子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により、保護者の同意を得ているか。

確認
書類

就業規則、誓約書又は同意書等

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

⑦ 記録の整備

【確認内容】

職員、設備及び会計に関する諸記録を整備・保存しているか。

【ポイント】

確認事項

- ・ 諸記録について、適正に整備・保存しているか。
- ・ 「特定子ども・子育て支援の提供の記録」及び「施設等利用給付認定保護者に関する市への通知に係る記録」について整備し、その完結の日から5年間保存しているか

確認書類

- ★職員に関する記録（例）
労働契約書、勤務表、就業規則、給与規程、賃金台帳、健康診断結果票等
- ★設備に関する記録（例）
設置認可申請書、衛生管理等記録簿、避難訓練記録簿、事故発生記録簿等
- ★会計に関する記録（例）
経理規程、計算書類（収支計算書等）、出納管理簿等

5. 特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の確認項目

⑧ 電磁的記録等

【確認内容】

施設等利用給付保護者に対して、書面等の交付に代えて電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項を提供しようとするときの対応が適正に行われているか。

- ・ 電子メール添付による送信
- ・ WEBアプリケーション
(スマートフォンアプリ等による供覧、DVD-ROM等の交付など、電子データを提供する方法)

【ポイント】

確認事項

・ 重要事項説明書等の交付など、保護者への説明や保護者からの同意を書面等に代えて電磁的方法により提供する場合、以下の通り対応しているか。

- ① あらかじめ「電磁的方法の内容」及び「使用するファイルの形式」を説明し、書面又は電磁的方法により承諾を得る。
- ② ①により承諾を得られなかった保護者へは、電磁的方法により提供しない。
- ③ 電磁的方法により行う場合、印刷できる形式で提供する。

確認書類

- ★保護者から得た承諾の記録
- ★電磁的方法により提供したもの（重要事項説明書など）

6. 特定子ども・子育て支援施設等に係る今後の実地指導について

特定子ども・子育て支援施設等については、認可制度等に基づく認可外保育施設・保育所・幼保連携型認定こども園等への指導監査（以下「施設監査」という。）、特定教育・保育施設等実地指導、業務管理体制の検査と同日に実施予定です。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
A保育所	施設監査	施設監査	施設監査	施設監査	施設監査
	実地指導			実地指導	
	業務管理体制の検査			業務管理体制の検査	
B保育所	施設監査	施設監査	施設監査	施設監査	施設監査
		実地指導			実地指導
		業務管理体制の検査			業務管理体制の検査
C保育所	施設監査	施設監査	施設監査	施設監査	施設監査
			実地指導		
			業務管理体制の検査		

「特定子ども・子育て支援施設等実地指導」及び「特定教育・保育施設等実地指導」

制度改正等の情報については、毎年度実施する集団指導等で周知するので、運営基準の遵守等の参考としていただくようお願いします。